

# 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (出荷団体向け)

事業実施年度	
申告者	

注：全ての項目にチェックを付けること（チェックシート導入初年度においては、前年度実施状況報告時欄へのチェックは不要）。

(1) 野菜の生産に当たり、共同出荷組織等からの営農指導や栽培マニュアル等に即し、生産者が以下の取組を実施

前年度  
実施状況報告時  
全て実施しました  
(※該当しない場合も☑)

当年度  
申請時  
全て実施します  
(※該当しない場合も☑)

## ①適正な施肥

- ・肥料の適正な保管
- ・肥料の使用状況等の記録・保存に努める
- ・作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
- ・有機物の適正な施用による土づくりを検討

## ②適正な防除及び生物多様性への悪影響の防止

- ・農薬の適正な使用・保管
- ・農薬の使用状況等の記録・保存
- ・病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
- ・病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
- ・多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討

## ③エネルギーの節減

- ・農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
- ・省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

## ④悪臭及び害虫の発生防止

- ・悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

## ⑤廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

## ⑥農作業安全対策の実施

- ・農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
- ・正しい知識に基づく作業安全に努める

(2) 団体・生産者において環境関係法令の遵守及びみどりの食料システム戦略の理解をすること

前年度  
実施状況報告時  
全て実施しました

当年度  
申請時  
全て実施します

- ・環境関係法令を遵守
- ・みどりの食料システム戦略に係るパンフレット・チェックシート解説書等を読み、基本的な取組内容を理解

※関係法令の遵守については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、植物防疫法（昭和25年法律第151号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）を遵守することを示す。